

「志布志事件とは何であったのか - “冤罪”の構図とメディアの功罪を問う」

木村 朗

(きむら あきら、鹿児島大学教員、平和学専攻)

1. 刑事司法と犯罪報道をめぐる現状の評価

刑事司法の意義は、いうまでもなく、犯人を迅速に逮捕・検挙し、適正な捜査・取調べで得た根拠に基づいて起訴し、裁判・公判審理を経て、適正な刑罰と教育・更正の機会を与えることによって、罪を犯した者の矯正と再犯防止（社会的背景や原因の解明を含む）をはかり、国民生活に安寧を保障するところにある。換言すれば、刑事裁判は、治安の維持・有罪者必罰か、無実の発見・冤罪防止という、両立させることが困難な二つの課題・目的を持っている⁽¹⁾。

ここで注意すべきことは、最優先されるべきは「疑わしきは罰せず」、「疑わしきは被告人の利益に」という無罪推定の原則、すなわち被疑者・被告人の権利保障と冤罪の防止であり、捜査当局（警察・検察）によって行使される権力の行使は被疑者・被告人の基本的な人権を侵害するようなものであってはならないということだ。つまり、効率的な犯罪捜査や公平な裁判を通じて事件の真実発見・真相解明を追及するとともに、適正手続の保障と基本的人権の尊重を貫くことが同時に要請されているのである。

しかし、こうした憲法・刑訴法が想定した形で実際の捜査・裁判が現在行われているかどうかについては大きな不安・疑問があるといわざるを得ない。なぜなら2007年には鹿児島県の志布志事件、富山の氷見事件をはじめ「冤罪」事件での無罪判決が相次ぎ、警察の取調べにおける人権侵害、証拠隠しといった、「冤罪」が作られる構造的な実態が明らかになったからである。そして、多くの市民にとっては、こうした「冤罪」（「でっち上げ」を含む）事件が、戦前の日本において特別高等警察（特高）・憲兵隊や検察官によって行われた甚だしい人権侵害とダブって感じられたのではないだろうか。

元日弁連会長で重慶大爆撃訴訟弁護団団長を務められた故土屋公献弁護士は、「検察官が権力を行使して収集した証拠の開示を自ら拒み得る現状、つま

り被告人に有利な証拠の隠匿を許す現状、代用監獄（警察の留置場）という密室の中で行われる自白強要、その自白に基づく検事調書の証拠能力の認容、事実を争う被告人に保釈を認めず長期勾留を続ける“人質司法”、証拠と事実認定との結びつきの説明を要しない判決書、無実を主張することを反省の不足として量刑を重くする実状等々弊害は枚挙に遑がない」と具体的事例を挙げて、冤罪を生み誤判の温床にもなっている「現在の救いがたい危機にある刑事訴訟制度とその運用状況」を刑事司法の惨憺たる現状を指摘している⁽²⁾。

また、原爆症認定申請集団訴訟東京弁護士団長やハンセン病違憲国家賠償訴訟東京弁護士団副団長を務める高見澤昭治弁護士（当時）は、「“判検交流”という言葉をご存知でしょうか。裁判官と検察官とはしょっちゅう人事交流で入れ替わっています。国の代理人である訟務検事をやっていた者が、突然裁判官になったり、裁判官がいなくなったと思ったら検察庁で仕事しているということが頻繁に行なわれています。これまでに総計で 1500人もが人事交流で裁判所と法務省・検察庁の間を行き来していることが分かっています。裁判官と検察官が癒着し、一体感を持つのも当然ではないでしょうか」、「みなさんもご存知のウォルフレンは、有名な『日本／権力構造の謎』の中で、“現在、最高裁事務総局の司法官僚群が日本の司法全体を監視している。裁判実務に携わる裁判官でないこうした官僚が、裁判官の任命、昇格人事、給与の決定、解任を牛耳っているのである”“法の番人としては最高の地位にある判事も官僚にはかなわない”と書いていますが、実態はまさにその通りだと思います」、「“裁判官の独立性”を侵している官僚司法制度が今の日本の裁判所の最大かつ根本的な問題だと言っている⁽³⁾と述べて、裁判所と検察庁の「癒着の構造」を生み出す判検交流をはじめ、現行官僚司法制度の問題点を鋭く指摘している。

この他にも、『犯罪報道の犯罪』（新風舎文庫、新版版 2004年）の著作で知られる浅野健一・同志社大学教授は、「任意捜査段階からの可視化が全く実現せず、代用監獄の存続、“別件”逮捕の常態化、逮捕状・勾留状などの令状のチェックなしの発付、無罪判決に対して国（検察）の控訴が可能（double jeopardy の禁止に違反）、弁護人が取り調べに同席する権利がないなど、世界でも最悪の人権状況がある⁽⁴⁾と、日本の刑事裁判のあり方に対するきわめて率直な批判を行っている。

このような日本の刑事司法・刑事裁判の戦前への回帰志向、憲法・刑訴法の理念から著しく隔たった運用実態は、個々の具体的事件の真相解明だけでなく、市民の基本的人権の保障という観点からも深刻かつ重大な問題を孕んでいると思われる。今後のあるべき刑事司法を考える上で特に重要と思われるのは、過去の「冤罪」・誤判から司法関係者とマスコミ関係者、そして一般市民が何を学ぶべきなのか、という視点である。そして、そのような視点から、刑事司法の現行システムや捜査・取調べのあり方が「冤罪」・誤判を生み出すような構造となっていないか、あるいは「冤罪」・誤判に対する歯止め・防止策がきちんと機能しているかなどを、もう一度徹底的に検討し直す必要がある。この点で参考になるのが、国際人権（自由権）規約委員会の勧告だ。

国連の自由権規約委員会は、2008年10月に日本政府報告書の審査をふまえた最終見解を発表した。その最終見解で、自由権規約委員会は、日本政府に対して、刑事司法の人権にかかわる問題について、代用監獄制度の廃止、証拠開示の保障、「無罪推定の原則」の再確認と徹底、弁護人の同席を含む取調べの可視化、起訴便宜主義の問題点とその改善、起訴前保釈制度や被疑者国選弁護人制度の導入、死刑制度の廃止などを強く勧告している。その前年（2007年）5月には、国連の拷問禁止委員会も同じ趣旨の勧告を行っている。

国際人権活動日本委員会議長である鈴木亜英弁護士（当時）は、その国際人権（自由権）規約委員会の勧告を、「日本国内において、自由権規約が尊重されておらず、このため規約に反する人権状況が罷り通っていることに対する深刻な危惧の念が具体的に表明されている」と高く評価するとともに、「日本の司法機関が規約を無視して、人権制限に歯止めをかけてこなかった結果、国内の法“常識”と国際的な人権水準との間に大きなギャップが生まれていること」を強く批判している⁽⁵⁾。

しかし、日本政府や法務省、検察庁、最高裁などが、こうした国連の委員会による勧告を真剣に受けとめて、早急に制度・運用の根本的な改善・改革に着手する兆しは残念ながら一向に見えない。そして、多くの問題を積み残しながら裁判員制度が導入されて一年半たった現在、日本の刑事裁判の手続はこのままでいいのかという市民の懸念、とりわけ冤罪・誤判を引き起こすことがあってはならないという問題意識が次第に高まっていると思われるいまこそ、国連

の勧告でも指摘されている現在の日本の刑事司法・刑事裁判が抱えている重大な欠陥・問題点を、早急に改善して刑事司法の民主化をすすめる必要があるのではないだろうか。

それと同時に、もう一つの大きな問題は、「報道被害」すなわち、権力の暴走を監視・抑止することを本来の使命としているはずのメディアが権力と一体化してその役割を放棄して権力の広報機関と化している現状があることである。それが、メディアが権力の行う「情報操作」（とりわけ、警察による裏情報のリーク）に乗るという形で権力と一体化して「冤罪」作りに加担すると同時に、被疑者・被告人への報道被害を生む一つの構図となっているのである。

こうした刑事司法と犯罪報道をめぐる現状は、政府によるメディア規制・言論統制の強化、警察による匿名発表の常態化、個人情報への過度の保護、非公開による地域社会の閉塞化、犯罪防止を大義名分とした街頭カメラの急増などに見られる監視社会化の動きといった状況とともに、まさに今日の管理社会・情報社会の落とし穴・危険性を物語っている。ここで問われているのは、個人のプライバシー保護と国民の知る権利の保障とのバランスばかりでなく、日本の人権保障と民主主義という社会全体の根本的なあり方である。

また最近になって、こうした状況に市民がどのように対処すべきか、という文脈で「メディア・リテラシー」という言葉が登場してきている。この言葉は、読者・視聴者である市民が情報を積極的に読み解く能力を身につけること、すなわちメディアを通じて流されるニュースや情報を、誰がどのような意図で作っているのか、この情報によって誰が利益を得るのかなどを理解した上で主体的かつ批判的に判断・評価する能力の育成を指しており、権力・政府による真相の隠蔽と神話・虚構の捏造という「情報操作」とは表裏一体の関係にある。新聞やテレビで流されるニュースや情報が常に正しいとは限らない、特に警察の裏情報には嘘や歪曲・誇張がつきものであることは、これまでに起きている“冤罪”事件と犯罪報道のあり方を見れば明らかだ。

そこで、次節では、筆者の居住地でもある鹿児島で起きた、いわゆる志布志事件を取り上げて、「冤罪」・誤判と報道被害という人権侵害に関わる諸問題を考えてみたい。

2. 志布志事件の概要と特徴・問題点

《志布志事件の概要》

2003年4月の鹿児島県議選で、鹿児島県志布志町（現志布志市）で起きたとされる選挙違反事件。選挙で当選した中山信一県議が志布志町の集落の有権者に現金を配ったとして、13人が逮捕・起訴されたが（うち1人は裁判中に死亡し公訴棄却）、裁判では全員が容疑を否認。2007年2月23日、鹿児島地方裁判所は自白には信用性がなく、現金を配ったとされる元県議にもアリバイがあるとして、被告全員に無罪判決を下した。鹿児島地検も控訴を断念し無罪が確定した。捜査段階での自白の強要や、「踏み字」行為、そのほかにも異例とも思える長時間の勾留などが問題となった。「踏み字」行為への県への民事訴訟では、鹿児島地裁が違法行為を認定し、県へ損害賠償を命じる判決が下り、鹿児島県も控訴しなかったため判決が確定している。

最初に、この志布志事件に対する私の見解を述べた、下記のインタビュー記事⁽⁶⁾を引用させていただく。

「今回の事件は、普通の冤罪事件とは事情が違う。冤罪は見込み捜査などによる捜査機関の重大なミスで起きるのだが、これは警察・検察による悪質なでっち上げ事件の可能性がきわめて高い。つまり、国家権力による犯罪だ。なぜ、どういう風にして捜査が始まったのか。意図的に警察・検察が犯罪を捏造したのだとしたら、恐るべき国家犯罪だ。そこを解明しないことには、再発防止は図れない。

県警は、長期間の勾留による自白の強要など従来の捜査方法を見直すべきだ。自白を偏重するがあまり、『踏み字』の強制のようなキリシタン弾圧を思わせる、封建的な人権を無視したやり方が生じた。警察と検察はもちろん、逮捕状を出した鹿児島地裁の責任も大きい。その中で出た地裁の無罪判決はせめてもの救いだが、あえて言えば中途半端。捜査の違法性も指摘していなければ、でっち上げたというところまでは踏み込まなかった。知事や県議会、公安委員会も一体何をしていたのか。県民の人権が侵害されたのだ。県警や裁判所で真相解明ができないなら、弁護士などで第三者機関の調査委員会を設置するべきだ。

これらの問題を踏まえて、捜査・取調べの透明化・可視化を改めて考え直さ

なくてはならない。録音・録画以上に、弁護士の同席を認めるべきだと考える。取調べがつかなくて、自殺未遂者まで出した事実は重い。メディアにも反省を求めたい。警察発表を鵜呑みにして、被告人を犯人視した報道を繰り返した。その一方で、一部のメディアが捜査・裁判に疑問を抱いて事件を追いかけ続けなければ、真相は解明されないままだったかもしれない。この事件ではメディアの二面性（功罪、光と影）、すなわちメディア自体が権力化して『第四の権力』になるというマイナスの側面と、一般市民に代わって権力への監視・批判を行うというプラスの側面が改めて明らかになった。メディアには今後、捜査に携わった当時の署長や警部らを、実名報道してもらいたい。それにしても、関係者への処分が軽すぎるなど県警の『身内びいき』には言葉もない。県民に対して誠意ある対応をするべきだということを認識していないのか。最初は一部の幹部の暴走だった志布志事件だが、いつの間にか今も続く県警組織全体の暴走となっている。県警には猛省を求めたい。」

つぎに、志布志事件の特徴と問題点を整理すれば、下記のような点を挙げる事が出来る。

1. 警察による、事前に事件全体の構造を描いてそれに見合う供述を引き出していく「たたき割り」の手法
2. 警察による「踏み字」の強制や「切り違い尋問」、密室での取り調べと自白強要（自白偏重主義の歪み）
3. 警察による裏情報のリークとメディアを利用した世論誘導（中山県議逮捕のスクープ映像など）
4. 捜査当局（警察・検察）による自白調書や供述調書の捏造（例えば、見取り図の誘導）
5. 裁判所による逮捕令状の乱発、長期勾留の決定と勾留時点からの接見禁止決定（「人質司法」の典型）
6. 検察・警察による弁護士と被疑者・被告人との接見内容の調書化（「接見交通権」の侵害）
7. 捜査当局（警察・検察）の働きかけによる国選弁護人・私選弁護人の解任（「弁護権」の侵害）
8. 自白調書しか証拠を持たない検察による裁判の長期化

9. 警察による、取調べ中の電話の隠し録り（取調べに関する内部規則への違反）とその隠蔽

10. 警察内部での、捜査員の異議申し立てに対する恫喝や捜査からの除外・左遷

ここで特に注目されるのは、捜査関係者から報道機関へ届けられたある一つの県警内部資料である。それには事件の公判前に県鹿児島警と鹿児島地検が、「取調小票」と供述調書の矛盾点があるために、小票をあらゆる手を尽くして出さない方針を取るという協議を行った内容が記されていた。つまり、警察と検察が捜査の誤りと違法な手続きの隠蔽を公判前に口裏合わせをしているということだ。当時の朝日新聞総局長・梶山天は、そのことを、

「取調小票について検察、警察がやはり協議を重ねていた。2004年11月2日の両者による協議の報告書には、検察側が小票を公判に出す必要がないように調書以上のことは書いていないことを証言してほしいと県警に要請していた。県警側は、実際のところ困り果てていて、小票には調書に書けない部分も書いているとし、“ここを聞かれたらどうするか…”と地検側に弁護団からの追及をかわす提案はないか相談していた」と指摘している⁽⁷⁾。

また、「接見交通権」の侵害、すなわち検察・警察による弁護士と被疑者・被告人との接見内容の調書化の件については、秘密交通権侵害国賠訴訟で接見内容聴取は違法との判決が2008年3月24日に出された。そのことについて、日本弁護士会は当日発表された会長（平山正剛弁護士、当時）声明のなかで、「捜査機関が、被疑者等から接見の都度、その直後に接見内容を聞き出し、これを供述調書化して刑事公判で合計76通もの供述調書を証拠請求してくるといふ、前代未聞の暴挙」に対して、「秘密交通権は事後的には保障されないとする国、県側の主張は論外であり、これが否定されたのは当然であるが、本判決が、被告人らの自発的な供述によっても弁護人固有の接見交通権の放棄があったとは認められず、供述の変遷などということが、本件における接見内容を聴取する理由とならないことを明確にした実務的な意義は非常に大きい」と評価している。だが同時に、「同判決では秘密交通権は絶対的なものではないとしている点には問題点も存するところである」と判決内容の一部を批判している点が注目される。

この検察による秘密交通権の組織的侵害に関連している問題が、国選弁護人の解任事件である。そのことを「踏み字」事件で主任弁護人を担当した野平康博弁護士は、「二人の国選弁護人は、自らの判断で、(被告人に家族の - 木村)手紙を読ませました。これが適法な行為であることは明らかです。ところが、警察と検察は一体となって、上記の接見状況を被告人から聞きだし調書化した上で、その調書に基づき、弁護人の行為は接見禁止に違反するものだとして、第一回公判期日の直前に弁護士二名の解任請求を予告してきました」と経緯を説明するとともに、「この解任の手続きについては納得できないものがあります。一つは、担当外の裁判官が弁護人に対する口頭聴取に立ち会って自ら発問していたのに、担当の裁判官が発問したとする口頭聴取書が二通作成された事実です。もう一つは、解任に先立ち、被告人の意見を聴取することがなかった事実です。当事者主義の訴訟構造のもとで、このようなことが許されるとすれば、裁判は成り立ちません。このような事態になったことの要因に、裁判所の機能不全が指摘されたとしても、それはやむを得ないものと思います。検察追従の姿勢が顕著に表れた事件だったと思います」⁽⁸⁾と裁判所・検察・警察が一体となった前代未聞の国選弁護人解任事件を糾弾している。

以上のことから、志布志事件をあらためて次のように総括することができよう。

第一に、刑事司法のあり方そのものへの根本的疑問である。志布志事件は「冤罪」事件ではなく「司法三権力」による「でっち上げ」事件、すなわち「国家権力(警察・検察・裁判所)」による「権力犯罪」であった。警察・検察・裁判所が三位一体となった権力犯罪、すなわち、最初に警察が民間の協力者と一緒に「架空の事件」を捏造し、途中で検察がそれに加担し、最後に裁判所が容認した。また報道被害による人権侵害も生じている。当初は、一部の弁護士とメディアも捜査当局の誘導に抗うことなくその流れに乗ったばかりでなく、世間(一般市民)による被疑者・被告人へのバッシング(嫌がらせ、無言電話など)なども行われ、その結果、被疑者・被告人たちは失業や体調不良などの二次被害を被っていることである。

第二に、犯行日が特定されていない一枚の起訴状という不自然さがあり、これに一部のメディア関係者(朝日新聞鹿児島総局長の梶山天氏など)が気づい

たことがきっかけで志布志事件の捜査の裏側の事情が表に出ることになった。また、捜査関係者からの内部告発が被害者やメディア関係者に早い段階から行われて、それが捜査の流れや世論の動向を変える大きな契機・要因となったことである。例えば、捜査関係者から報道機関へ届けられた県警内部資料の中には、事件の公判前に県警と鹿児島地検が協議した内容が記されているものもあった。その文書の中には、「調査小票」と供述調書の矛盾点があるために、「小票が出たら、事件が飛ぶ」と小票をあらゆる手を尽くして出さない方針をとることが記されていた。これは現在係争中の国賠償裁判においても重要な争点となっている点であり、注目される。

第三は、県警捜査二課の磯部警部と黒志布志署署長（当時）など一部の捜査幹部の暴走をなぜ止めることが出来なかったのかという問題である。初動捜査の段階でこの事件での捜査の進め方に疑問をもった捜査員も少なからずいたという事実もある。例えば、2003年6月下旬に志布志署長と警部、約60人の捜査員が集まった会議の中で捜査の進め方に異議を唱えた警部補二人に志布志署署長など警察幹部が「地方公務員法違反で逮捕するぞ」などの恫喝を行ったが、この会議の後に二人の警部補は捜査から外され（結局左遷された）、他の捜査員たちはその後、沈黙を余儀なくされることになったという。また、捜査全体の指揮を取るはずの検察が肝心の現場検証も行わずに、文書審査のみで後は警察判断に委ねてしまったことも、警察の暴走を許すことになったという意味でその責任は重大であるといわざるを得ない。

第四に、県警・検察によるこうした異常な捜査・裁判の実態が二つの裁判やメディアによる報道などを通してすでに明らかになっているのにも関わらず、警察の一部関係者にのみに軽い処分が下されただけで、検察・裁判所の関係者への処分は全くなされていないことである。被害者への直接謝罪は今日まで行われず、県警、最高検、検察庁の報告書も形のみで再発防止の実効性が本当にあるのか疑問といわざるを得ない。その後の報道では、県警ばかりでなく警察庁までもが、この志布志事件に携わった捜査関係者にその「功劳」に報いる形での表彰がなされていることが判明したが、当局筋は撤回する意思はないことを当初は表明していた（その後、なぜか態度を変更して撤回している）。

3. 「冤罪」事件の再発防止策について

最後に、「冤罪」事件（「でっち上げ」を含む）の再発防止策について述べておきたい。具体的には、以下の7点が特に重要である。

1. 県警・地検・地裁の関係者への適切な処分と知事、議会、公安委員会の役割の再検討
2. 第三者機関による事件の徹底調査と調査結果の全面的公表
3. 捜査・取り調べの透明化・可視化→全面的な録音・録画とともに弁護士の同席を行うべき
4. 死刑制度を含む現在の警察、検察、裁判所の関係など刑事司法全体のあり方の根本的見直し
5. 弁護士とメディア関係者との協力関係の構築の必要性
6. 被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した公的弁護体制の早期整備（「当番弁護士」制度の拡充）
7. 新しい内部告発者保護法制の整備と情報公開制度の充実（国家・企業などからの個人の独立の保証）

志布志事件をめぐることは、そもそも、この事件がいかにして起こったのかの端緒情報についての真偽の確認も含めた事件の真相・全体像の解明も未だになされていない。またこの志布志事件の最大の問題点は、ありもしない「架空の事件」を「密室」の取調室で「でっち上げ」、無実と初めから分かっている人々に対して自分がやってもいない「犯罪」の「自白」を強制するという、常軌を逸した捜査・取調べのあり方そのものにあった。野平康博弁護士が「「踏み字」のような蛮行を受けた被害者は、川畑氏に限られませんでした。中山氏をねらい打った捜査の過程では、さらに酷い任意同行・取調べがなされています。警察は、なんとしても中山氏を選挙違反で立件しようと躍起となり、川畑氏が出身の森山校区や本件の買収会合が開かれたとされる四浦地区に焼酎を配ったとして取調べを強行したり、その過程で、中山氏の作業員F氏が焼酎や金を配っていたとでっち上げ、13名の受供与者を次々に密室の取調室に連行して取り調べ、自白を強要しました」⁽⁹⁾と語っているように、これはまさに警察と検察という国家（司法）機関によってなされた権力犯罪以外の何者でもない。そうした捜査機関の暴走を許した裁判所の責任も非常に重いといわざるを得な

い。

この点に関しては、鹿児島県弁護士会（会長・川村重春）が、2007年2月23日の声明で「本件において裁判所は、安易に逮捕状、勾留状を発付してきた。勾留に際しては接見禁止決定まで付したのである。公判が始まってからも接見禁止決定を継続し、保釈請求を幾度も却下した。……にも拘わらず、安易に逮捕状、勾留状を発行し、接見を禁止し、保釈を却下した裁判所は、検察の言うがままにこれらを行ったと言うべきであるが、これでは裁判所の人権保障の著たる役割を放棄したとのそしりを免れない」と裁判所の姿勢や対応についても厳しく批判していることが注目される。

志布志事件というのはたまたま偶然に鹿児島の片田舎で起きた例外的な事件なのだろうか。フリージャーナリストの栗野仁雄氏は、「志布志選挙違反でっちあげ事件とは、とどのつまり、列島改造が終焉してから劣化していった日本社会の縮図だったのである」⁽¹⁰⁾と指摘しているが、この言葉の意味は重い。

こうした状況の中で、最高検察庁は、富山県女性暴行の冤罪事件である氷見事件および鹿児島県の志布志事件の捜査・公判について検証した内部調査の結果を2007年8月10日に公表し、全国の高検と地検にも通知した。こうした公表を検察が行うことは極めて異例なことである。その検証結果は、「事件の捜査段階で関係証拠の吟味が不十分のまま起訴した」と指摘し、容疑者らの供述に対する裏付けなど、客観的な証拠の収集が不足していたことなどを認めている。しかし、その一方で、「人質司法」の問題で身柄拘束の適正化に触れながら検察側が行った抗告を証拠隠滅のおそれがあったとして正当化していること、検察側が行った証言記録・自白調書の改ざんや警察との口裏合わせなどの事実への言及が一切無いことなど、警察・検察が一体となった権力犯罪である志布志事件の本質から目を逸らした極めて不十分な評価内容となっている。

また、警察も鹿児島県警の久我本部長（当時）による県議会での形だけの謝罪と関係者の軽い処分などしか行っておらず、この重大な人権侵害事件に対する真摯な反省や事態の深刻さについての認識を欠いているのではないかと言わざるを得ない。

もし志布志事件で露見したような人権を無視した取調べや違法な捜査手法が日常的に行われているとするならば到底許されることではない。実は「踏み字」

を使った取り調べは今回がはじめてではなく、過去の他の事件においても行われていたという指摘もある。また、このような人権侵害と冤罪事件が、志布志という片田舎の中のさらに奥まった小さな懐（ふところ）集落という人里離れた僻地で起きたことは単なる偶然であるとは思われない。というのは、これまでも鹿児島では、特に弁護士過疎地域である大隅半島で、「高隈事件」（鹿屋市で夫婦を殺害したとして起訴された男性が最高裁での破棄差し戻しを経て無罪になった、86年確定）や、「大崎事件」（男性を殺害したとして殺人および死体遺棄罪で懲役10年が確定して服役した原ロアヤ子さんが、再審を訴えている）など、過去に三件の冤罪あるいは冤罪が疑われる問題が起きているという事実があるからである⁽¹¹⁾。

もしこのような人権を無視したやり方が鹿児島・志布志ばかりでなく、日本全国各地で日常的に行われているとするならば到底許されることではない。特に警察当局は、無罪判決後に、地元の志布志において「嘘つきは警察の始まり」と言われるようになったという警察不信の高まりをもっと直視する必要がある。そして、このような事件を二度と起こさないためにも、警察当局による被害者への直接謝罪や内部調査報告書の全面開示はもとより、現在係争中の損害賠償裁判において事件全体の真相解明（特に、何が「でっち上げ」の発端となったのかという未解決の疑問への明確な回答）が行われるとともに、取り調べの可視化（すべての取り調べ過程の録音・録画だけでなく、弁護士同席の義務化を含めて）が実現することを強く求めたい。

志布志事件の被害者の一人で取調べのなかで「踏み字」を浜田警部補（当時）から強制された川畑幸夫さんは、無罪判決が出されて以来、現在までずっと一貫して捜査・取調べの全面可視化を自家用のバンを駆りながら訴えている。公開シンポジウム（2008年1月）の席でも「日本全国で可視化を訴えていますけど、自分も今車で走っています。部屋にマジックミラーとかシステムがどうか警察庁がきれいな事を並べてますけど、そんなことをしたって、今と一緒にです。それを見るのは弁護士でもない、メディアでもない、裁判所でもないです」⁽¹²⁾と語っているが、その川畑さんをはじめとする被害者の方々の心の叫びに捜査当局（警察・検察）は真摯に耳を傾ける必要があるのではないだろうか。この志布志事件は、取調べの可視化や秘密交通権の保障などが全国的に注目さ

れるきっかけを生むことになったことから分かるように、これからの日本の人権と民主主義の将来のあり方を決める試金石となったといっても過言ではない。その一方で、警察・検察はいまだに取調べの全面可視化に応じようとする姿勢は見せず、自分たちによって都合の良い一部可視化で社会的批判をかわそうとしている。

その意味でも、「志布志事件はまだ終わっていない」のである⁽¹³⁾。被害者のなかでも特に無罪判決（2007年2月）を迎えることなく公判中（2005年5月24日）に病死された山中鶴雄さんや無罪判決から一年半も過ぎない2008年6月24日に突然亡くなられた永利忠義さんの無念を思えば、「日本の刑事司法の病理が集約された事件」とされる、この志布志事件をこのまま風化させることがあっては絶対にならない。

4. 犯罪報道による人権の侵害と救済 - メディアの功罪、光と影

鹿児島大学で2007年1月に行われた法文学部マスコミ論講座主催の公開シンポジウムの席で、松本サリン事件での直接の被害者であった河野義行氏は、その後警察当局から“冤罪”の濡れ衣と“報道被害”も受けた経験をふまえて「最初、私はマスコミによって犯人にされてしまった。しかし逆にあとはマスコミによって救われた」と語っている⁽¹⁴⁾。これと同じ趣旨のことを、まさに志布志事件の当事者であった被害者の方々も異口同音に指摘されており、メディアの持つ大きな影響力、役割を改めて思わざるを得ない。ここには、メディアの二面性、すなわちメディアの功罪、光と影という二つの側面が端的に表れており、この点が志布志事件とメディアとの関係で最も特徴的な点である。

今日から振り返れば、松本サリン事件で河野さんが逮捕を免れたのも、志布志事件で12人の被告全員が無罪を勝ち取ることができたのも、まさに有罪判決とは紙一重の偶然の産物であり、本当に幸運であったとしか言いようがない。両事件ともまかり間違えば“冤罪”の濡れ衣がそのまま既成事実とされ有罪判決が出されていた可能性があった。特に志布志事件の場合は、三人もの被害者の方が自殺未遂を起こすまでに追いつめられていたわけで、最悪の場合は死者が出て不思議ではない事件であったといえる。

松本サリン事件が一応収束した後も、「今後も冤罪事件や報道被害が無くな

ることはいだらう。第二の河野さんが必ず出ることになる」との声が多く出されていた。そして、志布志事件はそのことをある意味で実証したことになったわけである。この事件が起きた地元の志布志では未だに被害者たちに県議会選挙での買収事件は本当にあったのではないのかと疑いの目を向ける人々もいるという。このことは、警察による逮捕・取調べという不当な容疑者扱いやメディアによる誤った犯人視報道がいかに人々の脳裏に大きな印象を作り出してそれが根強く残ることになるかを物語っている。

それでは、なぜこのような“冤罪”事件や報道被害が繰り返されるのだろうか。ここでは、特にメディアの役割とメディア・権力・市民の三者の関係に注目してこの問題を考えてみたい。まず考える必要があるのは、「メディアは志布志事件をどのように伝えたのか？」という点であり、そこでは初期報道における誤りと報道被害の発生という問題が重要なポイントとなる。

志布志事件では、犯罪報道による人権侵害である報道被害も生じている。特に初期報道において一部のメディア関係者が捜査当局の誘導に抗うことなくその流れに乗ったばかりでなく、世間（一般市民）による被疑者・被告人へのバッシング（村八分的な扱いや嫌がらせ、無言電話など）なども行われ、その結果、被疑者・被告人たちは失業や体調不良などの二次被害を被っている。

この志布志事件で警察発表に依存した初期報道を行った誤りを自省しつつ、その後は事件の真相解明と無罪判決に尽力されたKYT（鹿児島読売テレビ）キャスターの蛭川雄二氏が、筆者が月に一回のペースで開催している平和問題ゼミナール（1997年から運営している自習ゼミ、学生・院生・留学生だけでなく社会人も参加）に講師として来ていただいたときに持参された資料の一部をご紹介しますと下記の通りである⁽¹⁵⁾。

◇被告たちが保釈された後、事件の舞台とされた懐集落を初めて訪ねた。今でもその時の衝撃が忘れられない。懐集落は志布志市の中心部から20キロ余り離れた山間にある。（略）ここにわずか7世帯20人ほどが寄り添うように暮らしている。「こんな田舎で買収会合？ 191万円もばらまかれたのか？」首をかしげた。集落の被告たちにカメラを向けるとこんな声が返ってきた。「マスコミも警察と一緒にですがね！ 私たちを犯人扱いして！ 私たちは警察の作り話で逮捕されたんだがね！」と。

◇中山県議のアリバイが成立すれば、事件は飛ぶ。「ひょっとしたらひょっとするかも」そんなことを考えながら、被告たちの自白調書にも目を通した。調書によれば四回目の会合が開かれた日、中山県議らは、妻のシゲ子さんが普段から乗っていた灰色っぽい車で買収会合の会場に現れたことになっている。シゲ子さんを訪ねると、思いもよらぬ答えが返ってきた。「この車はその日、自動車修理工場に入っていたんですよ」。慌てて裏取りに走った。(略)シゲ子さんの証言は事実だった。「自白調書はうそだらけだ。えん罪に間違いはない」。疑心暗鬼だったえん罪との思いが、確信に変わった瞬間だ。

◇県警との対決姿勢を明確に示すことになったのが06年9月に日本テレビ系列で全国放送した『NNN ドキュメント'06』だ。被告たちの怒りや供述の矛盾に加え、事件を通して彼らが失ったものなどを描いた。タイトルは「嘘ひいごろ～鹿児島選挙違反えん罪疑惑」に決まった。「嘘ひいごろ」とは鹿児島弁で「嘘つき」のことだ。(略)「えん罪の可能性が高いとはいえ、警察を嘘つき呼ばわりしてよいものか?」。正直迷いもあったが、涙ながらに、えん罪を訴える被告たちの姿を思い浮かべ、制作に集中した。県警への事実上の「宣戦布告」。放送後の反応はすさまじかった。

◇志布志“えん罪”事件は、捜査当局の発表のみに頼る報道に警鐘を鳴らした。私は事件の第一報となった「藤元いち子さん逮捕」のニュース原稿を書いた。事件のおかしさに気づいたあと、いくら声高に「えん罪疑惑」を叫んだところで、彼女たちを「犯人扱い」して報道してしまった事実は一生涯消えない。私は今、その十字架を背負いながら、事件の真相解明に向け走り回っている。それがせめてもの「償い」だと思っているからだ。

これは、無罪判決前の「嘘ひいごろ 鹿児島選挙違反 えん罪疑惑」(2006年9月17日放映)、判決後の「続・嘘ひいごろ 鹿児島選挙違反 えん罪疑惑」(2007年3月3日放映)や「でっちあげ 12人の無実の人々を“投獄”鹿児島・志布志事件の闇」(2007年9月15日にKYT、9月16日に日本テレビが放送)の番組制作にも関わった蛭川氏の貴重な証言だが、ここにもメディアの果たした功罪二つの役割が非常に見事に表れている。

また、2007年の年末(12月25～28日)に東京と長野・松本を訪問して、志

布志事件と松本サリン事件の報道関係者にお会いしてインタビューする機会を持つことが出来た。ここでは、その時の取材記録の一部をご紹介します⁽¹⁶⁾。

まず蛭川氏と一緒に志布志事件を扱ったドキュメンタリードラマ「でっちあげ 12人の無実の人々を“投獄” 鹿児島・志布志事件の闇」を中心となって共同制作した日本テレビの森田公三氏（報道局社会部デスク）からは、「2007年2月27日に（鹿児島地方裁判所で）無罪判決が出たが、報道記者にとっては警察権力との戦いはまだ終わっていない。」「志布志事件は捜査当局が描いた構図に基づいてでっちあげられたものとしか考えられない。だが、なぜ県警が暴走したのかについてはまだ解明されていない。」「裁判資料や被告とされた人々の話などから、こんなおかしな捜査はないと感じた。ドラマという手法をとったのは、一人でも多くの人に事件を伝えるべきだと思ったから」などの貴重な証言を得ることが出来た。

次に河野義行氏のご紹介で、長野市のテレビ信州の新社屋で倉田治夫氏と平坂雄二氏のお二人（松本サリン事件を扱った熊井啓監督の『日本の黒い夏 冤罪』日活株式会社、2000年制作の主人公、地方テレビ局の報道部長役のモデル）からは、松本サリン事件発生当時や映画撮影時の裏話だけでなく、事件報道の中での専門家の取り扱いの難しさやキー局とローカル局の微妙な関係といったなど興味深いお話を伺うことができた。特に印象に残ったのが、「シロであることの証明を被害者の自己責任とする“悪魔の証明”の怖さ」という言葉であった。この言葉は、「冤罪」や「でっちあげ」という事件が生まれる根本的原因・背景と「無罪推定原則」という憲法および刑事訴訟法の基本的精神に反する刑事司法の現実をまさに示しているのではないだろうか。

そして、志布志事件の主犯とされた中山信一県議が、2008年2月の鹿児島大学での公開シンポジウムで、単刀直入に「報道陣の方にも襟を正していただきたい」と語られていたことが強く印象に残っている。フリージャーナリストの栗野仁雄氏の「もうひとつ、言っておきたいのは新聞やテレビのことだ。今でこそ捜査陣を糾弾しているが、警察が選挙違反の逮捕を発表した時、現地取材して逮捕記事を書いた記者は少ない。しかも新聞やテレビは今なお、卑劣な刑事や署長たちの名を伏せて報じている。一体、どこまで権力に気を遣うつもりなのか⁽¹⁷⁾」という痛烈なメディア批判にも注目したい。

志布志事件では、松本サリン事件の時に河野義行氏が受けたような露骨な報道被害は少なかったと言えるのかもかもしれない。しかし特に初期報道において、多くのメディアは、被疑者が否認・肯定しているかも答えない、あるいは非公式情報さえ一切流さないというというような捜査当局（警察・検察）の不自然な対応・姿勢に対しても何ら疑問を持たず、そうした「捜査当局の姿勢は一度は疑ってみる」という視点に立った報道がごく一部の例外を除いてなされなかったことも事実だ。

その例外的な報道の一例が、大隅半島で出ている『南九州新聞』の2003年7月4日付の社説「雑草」（武田記者）である。そのなかで、「“警察がこんなに怖いものとは思ひもなかった”との言葉も耳にした。警察の不祥事ならいざ知らず、正義を旨とする警察が住民に対して恐怖心を与えているとしたら、冤罪という噂は真実なのかと思いたくなる」とかなり早い段階で捜査・取調べのあり方に強い疑問をぶつけている。また、同じ『南九州新聞』の2003年8月8日付の記事「記者の目」（小幡記者）では、「警察発表があれば何でも書き殴っても構わないとの奢りが歴然と紙面から理解できる。恐ろしいことだ。第四権力という見本的な現象がここに見られるのではないか」と実名報道主義への疑問と人権に対する配慮を欠いた犯罪報道のあり方について警鐘を鳴らしている。また、『西日本新聞』の2003年9月3日付の署名記事（東憲昭記者）では、「会合や現金の接受を裏付ける物証の乏しさや変転する自供を不安視する声は当初から警察内部にすらあった。ある弁護士は“再逮捕が七人、再々逮捕が二人いること自体、このヤマ（事件）が後から容疑を固めようとした警察のでっち上げの証拠”と指摘する」と12人中9人が「冤罪」の可能性が高いことを示唆する内容を伝えている。さらに、『鹿児島新報』の2003年9月24日付の署名記事（荒木勲記者）「クローズアップ 中山元県議公選法違反事件」は、「住民の人権を考える会」（一木法明会長）発足のいきさつとともに、「当局は、会合があった日時を公判が続く今でも特定していない。志布志町では、警察関係者から捜査の不当性を物語る告発があった、とのうわさもある」と踏み込んだ表現で異例な展開を見せている捜査・公判状況と県議団・支援者らの動きを詳しく伝えている。

初期報道では、このような被害者の人権に配慮する観点から捜査当局の姿勢

に疑問を呈する報道も一部例外的にあったことは事実である。しかし、大部分のメディアは警察発表を鵜呑みにしたような犯人視報道を繰り返していた。例えば、中山県議が逮捕される際には、メディアは警察から事前情報もらった上で、逮捕の瞬間をとらえてセンセーショナルに実名報道をしている。また、国選弁護人の解任という重大な問題をめぐって、その解任を報じた記事・ニュースでも、弁護士側の言い分を両論併記で少し伝えるだけで、その重大な意味合いを正確に報道することはなかった。こうしたメディア側の問題点は、報道被害を直接に受けた被害者やメディアの報道によって事実が歪曲されたと感じられている弁護士の方々にメディア関係者が直接問い直すことによってその理解が一層深まると思われる。

志布志事件をめぐるマスコミ報道に関連して、野平康博弁護士が、「さて、目を転じて、マスコミの姿勢はどうでしょうか。弁護側のアリバイ立証前後で、その報道姿勢には明らかな変化がありました。しかし、当初のマスコミの報道は、被告人らは全員有罪であるとして、警察情報をそのまま垂れ流しました。中山氏逮捕の映像は、中山氏が犯罪者であるかの如き印象を与えるものでした。警察は常に正しいという姿勢での報道です」⁽¹⁸⁾ という事件報道の核心を突いた主張をされているが、メディア関係者はこうした指摘を肝に銘じるべきであろう。

そして、結果的に被害者たちが受けた傷が取り返しの出来ないほど非常に大きなものであり、捜査当局による過酷な取調べが直接の原因であるとはいえ三人の被害者が自殺未遂さえ引き起こしているという事実をやはりメディア関係者も重く受け止める必要があるのではないだろうか。そのうちの一人の被害者の方の自殺未遂は逮捕時の実名報道後に生じており、その他の被害者たちの場合でも任意同行の段階、すなわち逮捕・起訴が報道される前から自分の名前が実名で報道されることに恐れを抱いていたことも推察される。メディアによる誤った犯人視報道がまかり間違えば被害者の自殺に加担することさえあり得るとの自覚がメディア関係者には必要なのではないだろうか。

2008年1月の鹿児島大学法学部マスコミ講座主催の公開シンポジウムで「“えん罪”事件と犯罪報道の落とし穴―志布志事件を中心に」という題目で講演をされた梓澤和幸弁護士が、報道被害によって被害者が自殺した事例な

どを紹介されて注意を喚起されていたことを、ここでも改めて強調しておきたい。その講演の中で梓澤弁護士は、「これは許せない、許せないけれども、取り返しようがない。俺でない俺が、私でない私が歩き回っている。これが耐えられないわけですね、ある人は精神的に死刑にあったような風に行っていますし、またある人は自分が自分でなくなったような不思議な感覚にとらわれると言っています」と報道被害を受けた方々の苦しい心情を紹介している⁽¹⁹⁾。

志布志事件では、当初メディアは警察情報にそった報道を忠実に流し、それを鵜呑みにした市民が、被害者となった人々に対してさまざま人権侵害行為を行なうという事実があった。ところが、その“冤罪”や報道被害の流れをつくり出した側に当初は身を置いた一部のメディアが、やはりこの事件は何かがおかしいという疑問をもった時点から変わり始める。そのことに気づいた何人かのジャーナリストが、現場に直接足を運び、捜査資料その他を丹念に検討し直すとともに、検察・警察の内部の良心的な人々からの情報提供（勇気ある内部告発）を受けて、犯人視報道から有罪判決になりかねないこの事件の流れを逆転させることになったのである。

特に、捜査当局からの内部告発を受けた調査報道で捜査の流れと公判の流れを変える大きなきっかけを作り出した、梶山天総局長を中心とする朝日新聞鹿児島総局の動きは大きかったといえよう。そのことを梶山氏は、「私たちがもし、犯行日が特定されていない一枚の起訴状の不自然さに気づかなかったら、12人の被告の無罪はあったのだろうか。そう考えるたびに、鳥肌が立つ。警察や検察の発表を鵜呑みにしないで、しっかりと取材して報道するというジャーナリズム精神の大切さを今また痛感する」⁽²⁰⁾と実感をこめて述べている。

もちろん、何よりも被害者とその家族の方々が権力に最後まで屈しないとの強い信念で公判以降一貫して闘われてきたことや、事件に関わった多くの弁護士がほとんど手弁当で奮闘されたこと（特に、志布志事件の刑事裁判の流れを変える重要な働きをしながら無罪判決を迎える前に享年47歳という若さで亡くなられた有留宏泰弁護士のことを想起して欲しい）、友人・親族や支援者が市民による支援団体を作って被害者を支え励ましたこと、警察・検察の中にも今回の事件での捜査のあり方に疑問を持ち勇気ある内部告発を行った良心的な

人々が少なからずいたということなども無罪判決を勝ち取った大きな要因であることは間違いない。しかしそうした中でも、それまでの世論の流れを変える大きなきっかけをつくり出したのが一部メディアによる調査・検証報道であったことだけは確かであろう。

5. 報道被害の再発防止策について

これまでの考察・検討により、メディアと権力（警察・検察といった捜査当局）との関係のこれまでの在り方を見直す必要があるのではないだろうか。権力と一定の距離を取り、警察情報を一度は疑ってみる、ということが何よりも大事であり、また特に警察情報への過度の依存構造から脱却することや、現場第一主義を徹底するとともに独自の裏付け調査を行うことの重要性をここでは強調しておきたい。

ここに注目すべき「ある事件記事の間違い」と題されたレポートがある。それは、故疋田圭一郎記者（朝日新聞社）が1976年9月に社内向けに書いたもので、二歳の障害のある娘を餓死させたとの容疑で執行猶予つきの有罪判決を受けた直後に自殺したエリート銀行員の事件報道に関連して、次のような重要な指摘を行っている⁽²¹⁾。

1. 警察の発表は一度は疑う、2. 現場に行ったり、関係者に当たり裏付け取材する、3. 記事の中で「警察情報である」ことを明示する 4. わからないことは「わからない」とはっきり書く 5. もっと続報を書く 6. 無理に話を面白くしない 7. 取材競争での勝ち負けに力点を置いた評価基準を変える

このレポートのことを前述の公開シンポジウムの席で紹介した杉原洋氏（元南日本新聞社記者、現鹿児島大学法文学部「マスコミ論」担当教員）は、「疋田記者は、警察発表に依存した事件報道がどのような弊害を生み出すのかを、丹念に掘り起こした」と評価するとともに、「警察発表を疑うことや、初期報道を大切に修正していくことの大切さは、実は早くも1970年代に提起されている」、「今から30年もまえに、事件報道の在り方について、現在にも通用する指摘がなされていたには驚くほかない」と述べている⁽²²⁾。こうした認識をもったジャーナリストが「報道被害」という言葉さえ無かった1970年代に

すでにいたことは確かに驚きである。しかし、より重要なのは、杉原氏も指摘しているように、こうした重要な問題提起がその後の犯罪報道にほとんど生かされてこなかったという事実であろう。

また、報道機関の方と警察・検察の方は同じ使命感、秩序観に基づく行動の共通点や相互の信頼感・相互依存感情があると言われている。それはある意味で自然なことかもしれないが、それが一種の馴れ合いとか癒着につながってはならない。メディア関係者が警察・検察側に必要以上に親近感を持っているというのは少し問題なので、やはり、一定の緊張関係、いわゆる「緊張感のある信頼関係」を保持する必要があるのではないだろうか。

警察情報を裏付けることの難しさは、実際、密室にいる被疑者・被告人との接触はできないことを考えても容易に推測できる。しかし、メディア関係者は初期報道が世論を一定の方向に誘導する危険性があることを十分自覚して、取材・報道に臨む必要があるのではないだろうか。特に、被疑者が拘束中で直接取材できない段階では、被疑者側の言い分を伝えるためには、弁護士や被害者の家族や支援者などとの協力関係、信頼関係を構築していく必要がある。

朝日新聞社鹿児島総局の梶山天氏や K Y T（鹿児島読売テレビ）の蛭川雄二氏、日本テレビの森田公三氏、テレビ朝日の長野智子氏、鳥越俊太郎氏（2007年3月4日に放送された「ザ・スクープスペシャル」の特集「”犯人はこうして作られる”～検証！鹿児島事件・取調室の闇～」にも注目）、さらに貴重な初期報道を行った南九州新聞社の武田・小幡両記者、西日本新聞社の東憲昭記者、鹿児島新報社（当時）の荒木勲記者など魂のあるジャーナリストが少なからずおられることに非常に勇気づけられた。彼らは被害者の方々と捜査当局（警察・検察）内部の心ある人々との信頼関係を構築したからこそ、貴重な証言や内部情報・捜査資料の提供を受けることができたわけである。メディア関係者が権力側と一定の距離を取りつつ、普段から市民の側に立った人間関係を築いていくことの重要性をここでは強調しておきたい。

志布志事件の「異常さ」に早い段階から関心を寄せて「えん罪」防止と人権擁護ために動いた少なからぬ議員がいたという事実にも言及しておかねばならない。2003年の時点で鹿児島県の社民党・無所属の五県議（上村勝行氏、二牟礼正博氏、榎下勝美氏、桐原琢磨氏、福山秀光氏）が志布志町を訪れ、四浦

地区を現地調査するとともに、地域住民らと交えて意見交換をしている（『南九州新聞』2003年8月18日付）。そして、9月24日には、県議会で社民党・無所属連合の二牟礼正博議員が、不当捜査があったのではないかと、稲葉一次警察本部長（当時）を資している（『南九州新聞』2003年9月25日付）。また、2004年4月に衆議院補欠選挙の応援のために鹿児島を訪れた菅直人民主党代表（当時）に中山県議の長男である信彦氏や「人権を考える会」のメンバーが国会での審議や調査団の派遣を要請した。その結果、同年5月21日の国会での陳情が実現するとともに、翌月（6月）2日の衆議院法務委員会で辻恵民主党衆議院議員（当時）が志布志事件について野沢太三法務大臣（当時）に質疑を行い、その直後の6月7日に衆議院法務委員会の委員で弁護士でもある辻恵・松野信夫両衆議院議員と地元の川内博史議員の三人の民主党国会議員が最初の現地調査を行っている⁽²³⁾。こうした県議や国会議員などの一部の政治家たちの動きにも注目する必要がある。

もう一つ重要だと思われるのは、実名報道か匿名報道かという原則に関わる問題だ。この問題では、被害者の方から、志布志事件で自分たちは犯人視報道されて非常に苦しい思いをしたので、せめて初期報道での実名報道はやめてもらいたいとの声が上がっている。また、弁護士側からは少なくとも、捜査段階、あるいは参考人・被疑者扱い段階での実名報道は控えて欲しいとの意見が出されている。

メディアが社会的制裁機能を持っているのは客観的な事実であり、ジャーナリストの正義感、使命感が裏目に出るような形で、メディア関係者が犯人捜しをしたり、意図的なバッシングにつながるような報道をしたりするのはあってはならないことだ。報道被害を避けるためにも、やはり、起訴前の段階では、公人を除いて一般人の場合は実名報道を控えることが必要なのではないだろうか。

また報道被害を避けるためには、犯罪報道の重点を捜査段階から裁判段階へ移行させること以外にも、現行の記者クラブ制度の抜本的見直しを行う、市民による独立した報道評議会を早急に設置する、などが考えられる。ここではメディア関係者に、「発表ジャーナリズム」からの脱却、すなわち裏付けの取れない情報は決して報道しない覚悟を特に求めたい（その前提として警察による

捜査情報の一元的管理の見直しと、情報公開の対象拡大を実現することが急務であることはもちろん必要であることはいまでもない。

最後に、「権力とメディアと市民との三者関係のあるべき姿は何なのか」という問題に触れておきたい。近年、「メディア・スクラム（集団過熱取材）」という問題が過度に報道された結果、マスコミ不信が増長され、それを利用した形で権力がメディア規制を強めているという流れが一方にある。またそれとは逆に、「メディア・ファシズム」、すなわち権力とメディアが一体化して深層を隠蔽し虚偽をねつ造して垂れ流す翼賛報道状況もある。そうした状況の中で「権力がメディアを使って市民を陥れる」というとんでもない事態も生まれているわけだ。

例えば、山口県の光市母子殺害事件をめぐる裁判では、最高裁の法廷に出席できなかった弁護士を、メディアが、まさに権力（裁判所・検察）側に立ってバッシングするという異常な事態が起こっている。とくに、あるテレビ番組では、記者会見で法廷を欠席せざるを得なかった理由を述べて被告を正当に弁護しようとした弁護人の主張を一方向的に非難・罵倒しただけでなく、その弁護士資格の剥奪を視聴者に呼びかけて、あえて扇動するような発言を繰り返したコメンテーター・出演者の姿と、それを許した番組の演出・作為があまりにもひどくて声を失うほどであった。メディア関係者には、特に、「何をするべきか」以上に、「何をしてはならないか」という視点・発想を持つことが、いかに重要であるかという問題をもっと深く考えてもらいたい。

「疑わしきは罰せず」とか、「罪を憎んで人を憎まず」という言葉があるが、それがほとんど機能していないというのが現状だ。志布志事件は人権と民主主義にかかわる問題だが、平和と暴力をめぐる問題を含めて、とりわけ9・11事件以後の世界と日本の現状はかなり深刻である。現在、実質的な審議もないまま導入されてから一年半となる裁判員制度についても、市民の政治参加による刑事司法の改善と民主主義の拡大をもたらすというよりも、実は権力による国民の動員・統制につながる大きな危険性をもつものであり、将来大きな禍根を残すことになるのではないかという当初から出されていた深刻な懸念はますます現実のものとなっている。また、死刑制度や代理監獄を存置したままで導入がはじまった被害者参加制度についても、「無罪推定原則」の形骸化と厳罰

化にさらに拍車をかけ、検察側の主張を一方的に通す結果となるとの懸念を深める結果となっている。

筆者自身も、こういう現在の状況に強い危機感を抱いているのはもちろんであるが、未来への希望や展望まで失っているわけではない。というのは、今回の志布志事件を通じて、魂のあるジャーナリストや権力に屈しない弁護士の奮闘だけでなく、何よりも、あの長期の過酷な取調べ・勾留に耐えて現在も闘っておられる被害者の方々や、捜査当局（警察や検察）内部にも多くの心ある人々がいたからこそ真実が表に出たということを知っているからだ。

現在、何よりも求められているのは、メディアと市民（弁護士を含む）が、一緒に力を合わせて権力の暴走をチェックすることである。特に、魂のあるジャーナリストが、ジャーナリズム本来の権力批判の原点に立ち返って、暴走しはじめている国家（政府）と資本（企業）に対して国民、市民の側（視点・立場）からチェックをかけていくような積極的な役割を果たしていくことが、民主主義からファシズムへ徐々に（しかし、確実に）移行しつつある現在の深刻な状況に、歯止めをかける最も有効な方法ではないだろうか。

〈注〉

- (1) 土屋公献・石松竹雄・伊佐千尋編著『えん罪を生む裁判員制度 陪審裁判の復活に向けて』現代人文社、2007年、13～14頁。
- (2) 同上、2～3頁。
- (3) 『週刊金曜日』2001年2月16日号より。関連文献として、新藤宗幸著『司法官僚一裁判所の権力者たち』岩波新書、2009年、を参照。
- (4) 鹿児島大学での2009年1月21日の講演レジュメより。
- (5) 「自由権規約委員会の注目すべき勧告—日本の人権の遅れを国際水準から検証する」(2009年5月18日) <http://www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20090518.html>。
- (6) 木村 朗「県警に思う 組織全体の暴走、猛省を」『朝日新聞』鹿児島県内版、2007年3月13日付朝刊を一部修正・加筆したもの)
- (7) 梶山天著『違法捜査 志布志事件 “でっち上げ” の真実』角川学芸出版、2010年、320頁。
- (8) 野平康博「弁護士から見た志布志事件の経緯と課題-適正な刑罰権の実現のために」

木村 朗編『メディアは私たちを守るか?—松本サリン・志布志事件にみる冤罪と報道被害』凱風社、2007年11月、173頁。

- (9) 同上、173頁。
- (10) 栗野仁雄著『警察の犯罪—鹿児島県警・志布志事件』ワック、2008年、269頁。
- (11) 宮下正昭記者（南日本新聞社）が鹿児島の一寒村で起きた殺人事件（昭和44年の高隈事件）を追って『南日本新聞』紙上で104回にわたって連載したドキュメント記事をまとめたのが『予断—えん罪 高隈事件』筑摩書房（1988年4月）である。宮下記者は「あとがき」で、「連載の仕事を通して学んだ一番のことが、“疑わしきは罰せず”という刑事事件の大原則だった。警察、検札の捜査、そして裁判は、合法的な手続きに基づいてのみ、その罪を問える。まして証拠を、“予断”というすりガラスを通して見ることなど許されない」と語っている。だが、その当時に調査報道で問題視された別件逮捕、代用監獄、自白強要の違法な捜査、警察発表に過度に依存した犯罪報道など、「えん罪」の温床となった要因は現在でもほとんど変わっていないことが分かる。
- (12) 鹿児島大学法文学部『“地域マスコミと連携した総合的キャリア教育” 2007年度報告書』2008年3月発行、54頁。
- (13) 「志布志冤罪事件」を調査するために鹿児島県志布志市を2008年06月24日に訪問した社民党国会調査団（近藤正道調査団長・参議院議員）に対して、志布志警察署は「取調室」「留置場」を見せなかったばかりでなく、藤山雄治鹿児島県警本部長は、「本件について、警察としては受け入れることの出来ない非難が住民の皆さんからある。『自白の強要があった』という主張も、その通りであれば刑事訴訟法上は証拠として認められない。事実、裁判所は調書を証拠として採用している。取調べの中で『強制、脅迫はなかった』。一審無罪判決は、『違法な取調べ』と認定していない。自白の信用性を認めていないということで、強制・脅迫などの違法な取調べがあったかどうかについては、判断していない。」「本件について、警察としては受け入れることの出来ない非難が住民の皆さんからある。『自白の強要があった』という主張も、その通りであれば刑事訴訟法上は証拠として認められない。事実、裁判所は調書を証拠として採用している。取調べの中で『強制、脅迫はなかった』。一審無罪判決は、『違法な取調べ』と認定していない。自白の信用性を認めていないということで、強制・脅迫などの違法な取調べがあったかど

うかについては、判断していない。」「無罪判決が出た元被告の皆さんには、違法な捜査は行われていないという前提で、結果的に御負担をおかしたとお詫びしている。しかし、『でっちあげ』ではない。このことを、近く国賠訴訟の場で明らかに出来る」と述べて、「国賠訴訟で争われている最中」として、住民の言い分を認める形での謝罪をすることは出来ないとしたという（前社民党衆議院議員・保坂展人氏のブログ「志布志事件“でっちあげではない”と県警本部長」より）

<http://blog.goo.ne.jp/hosakanobuto/e/d0abe56ccda3412dd7cac8508ed64d34>。

- (14) 前掲『メディアは私たちを守れるか?』、43頁。
- (15) 蛭川雄二「“いまに見ている”悔しさが原動力に - 志布志事件のえん罪を追って」『月刊 民放』2007年8月号、18～21頁、を参照。
- (16) 木村朗「志布志事件と松本サリン事件に思うこと - 東京・長野（・松本）訪問記」（前掲『地域マスコミと連携した総合的キャリア教育“2007年度報告書』、83頁。
- (17) 栗野仁雄「選挙違反でっち上げ 鹿児島県警の卑劣」（『W i L L』2007年7月号）
- (18) 前掲『メディアは私たちを守れるか?』、101～102頁。
- (19) 鹿児島大学法文学部『“地域マスコミと連携した総合的キャリア教育”2008年度報告書』2009年3月発行、41頁。詳しくは、梓澤和幸著『報道被害』（岩波新書）岩波書店、2007年、を参照。
- (20) 梶山天「“架空の事件”を作り上げた県警の異常な捜査一朝日新聞鹿児島局の調査報道」前掲『メディアは私たちを守れるか?』、149ページ。
- (21) 杉原洋「志布志事件と松本サリン事件から何を学ぶか」前掲『メディアは私たちを守れるか?』、141～142頁。上前淳一郎氏が「支店長はなぜ死んだか」『文芸春秋』1977年一月号（のちに1982年、『支店長はなぜ死んだか』文芸春秋社から文春文庫として出版）のなかで元朝日新聞論説委員・編集委員の故疋田桂一郎氏の検証報告「ある事件記事の間違い」のことを最初に紹介した。最近出版された、柴田鉄治・外岡秀俊（編集）『新聞記者 疋田桂一郎とその仕事』（朝日選書）朝日新聞社のなかで故疋田桂一郎氏の検証報告全文が所収されている。
- (22) 杉原洋・前掲「志布志事件と松本サリン事件から何を学ぶか」、141～142頁。
- (23) 辻恵（前民主党衆議院議員・弁護士）著『デッチあげを許さない 志布志選挙違反事件の真実』（東京・イブシロン出版企画）、2007年12月、121～122頁、135頁、を参照。辻恵氏は、同著のなかで、「本件の検察官の訴訟活動を裁判官が厳しく批

判しないのは、裁判官と検察官が仲間意識に立っているからであり、国民とはかけ離れた存在になっているからです」(138頁)「そもそも志布志事件においては、鹿児島地検がまともに機能していれば、初期の段階で矛盾だらけであることが判明し、志布志事件は起こらずにすんだのではまずです」(140頁)、「志布志事件は冤罪考察の宝庫であり、冤罪根絶に向けた闘いの原点です」(159頁)など重要な指摘を行っているが、傾聴するに値する意見だと思う。

〈参考文献一覧〉

- ・木村 朗編『メディアは私たちを守れるか?—松本サリン・志布志事件にみる冤罪と報道被害』凱風社、2007年11月
- ・梶山天著『違法捜査 志布志事件 “でっち上げ” の真実』角川学芸出版、2010年
- ・『冤罪を追い 志布志事件との1000日』(朝日新聞鹿児島総局著)朝日新聞出版、2008年5月
- ・「“架空の事件” を作り上げた県警の異常な捜査—朝日新聞鹿児島総局の調査報道」(木村 朗編『メディアは私たちを守れるか?—松本サリン・志布志事件にみる冤罪と報道被害』凱風社、2007年11月に所収)
- ・朝日新聞「志布志事件」取材班(著)『虚罪—ドキュメント志布志事件』岩波書店(2009/5/21)
- ・朝日鹿児島総局「ドキュメント志布志事件(上)(下)」『世界』2008年1・2月号
- ・栗野仁雄著『警察の犯罪—鹿児島県警・志布志事件』ワック、2008年
栗野仁雄「選挙違反でっち上げ 鹿児島県警の卑劣」『WiLL』2007年7月号
- ・辻恵(前民主党衆議院議員・弁護士)著『デッチあげを許さない 志布志選挙違反事件の真実』(東京・イブシロン出版企画)、2007年12月
- ・日本弁護士連合会(編)『えん罪志布志事件 つくられる自白』現代人文社、2008年10月
- ・梓澤和幸著『報道被害』(岩波新書)岩波書店、2007年1月
- ・原 寿雄著『ジャーナリズムの思想』(岩波新書)岩波書店、1994年4月
- ・浅野健一著『メディア「凶乱」—報道加害と冤罪の構造を撃つ』社会評論社、2007年12月

- ・今村 核著『冤罪弁護士』旬報社、2008年1月
- ・原 寿雄／田島泰彦／桂 敬一（共著）『メディア規制とテロ・戦争報道—問われる言論の自由とジャーナリズム』明石書店、2001年12月
- ・田中克人著『殺人犯を裁けますか？—裁判員制度の問題点』駒草出版、2007年4月
- ・西野喜一著『裁判員制度の正体』（講談社現代新書）講談社、2007年8月
- ・伊藤和子著『誤判を生まない裁判員制度への課題—アメリカ刑事司法改革からの提言』現代人文社、2006年12月
- ・田中森一著『反転—闇社会の守護神と呼ばれて』幻冬舎、2007年6月
- ・森 達也著『死刑 人は人を殺せる。でも人は、人を救いたいとも思う』朝日出版社、2008年一月
- ・『現代の理論—特集 メディアと権力』2007年夏季号
- ・南日本放送製作のラジオ番組「MBCラジオスペシャル 空白 ～志布志事件・暴走捜査の闇」（2007年度の日本民間放送連盟賞優秀賞を受賞：プロデューサー 有山貴史、ディレクター 諏訪園 真人、ナレーター 美坂理恵の各氏）